

武蔵村山市議会の個人情報の保護に関する条例の制定に向けて（諮問理由説明書）

1 改正個人情報保護法の議会への適用関係について

- (1) 現行、武蔵村山市議会の個人情報保護については、武蔵村山市個人情報保護条例において、市長、教育委員会等とともに議長を「実施機関」と位置付け、制度を運用している。
- (2) 一方、改正個人情報保護法では、同法において国会や裁判所が個人情報の取扱いに係る規律の対象とされていないこととの整合を図るため、同法による規律の対象となる「地方公共団体の機関」の範囲から議会が基本的に除外されている。
- (3) しかし、個人の権利利益の保護という観点からは、自律的な対応のもと個人情報の保護が適切に行われることが求められることから、本市議会として個人情報の保護に関する条例を制定するものである。

2 条例の内容のうち、議長からの諮問事項について

(1) 現行又は今後における諮問先の変化

| 区分 | 現行（～令和5年3月） | 今後（令和5年4月～） |
|----------|--|---|
| 情報公開制度 | <p>【審査請求】※現行と今後で変化なし</p> <p>議長 → 諮問 → 市議会情報公開審査会（議員で構成） ← 答申 ←</p> | |
| 個人情報保護制度 | <p>【苦情の申出・審査請求】</p> <p>議長 → 諮問 → 市議会個人情報保護審査会（議員で構成） ← 答申 ←</p> | <p>【苦情の申出・審査請求】</p> <p>議長 → 諮問 → 情報公開・個人情報保護審査会 ← 答申 ←</p> |
| | <p>【専門的な知見に基づく意見を求める場合】</p> <p>仕組みなし</p> | <p>【専門的な知見に基づく意見を求める場合】</p> <p>議長 → 諮問 → 個人情報保護審議会 ← 答申 ←</p> |

(2) 議会の個人情報保護制度において、市長の附属機関に対し諮問することとする理由

ア 苦情の申出・審査請求があった場合において、市議会個人情報保護審査会に諮問することやめ、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとした理由について

議会の保有する個人情報は、「議員の身分・資格等取扱業務」、「議員共済会関係業務」、「議員報酬関係業務」、「議員共済年金受給者関係業務」など議員の個人情報がほとんどであり、このことから、個人情報の開示請求等を行う者は主に議員となることが想定される。

議員から開示請求が行われた案件について、苦情や審査請求があった場合には、議員で構成する市議会個人情報保護審査会で審査を行うこととなるが、どの議員がどのような個人情報を請求したかなどの情報がほかの議員に知れ渡ることとなる可能性が高いことから、議員以外の第三者が行う審査会に諮問することが良いと考えられる。しかしながら、地方自治法上、議会には附属機関は設置できないと解されていることから市長の設置する附属機関に諮問することを考えている。

イ 専門的な知見に基づく意見を求める場合、個人情報保護審議会に諮問することとした理由について

令和5年4月1日以降に個人情報の保護に関する法律が一部改正された場合は、市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についても検討する必要があることが想定される。また、市議会の個人情報の保護に関する条例の運用を行っていく中において、疑義が生じることも想定される。これらの場合において、必要に応じて専門的な知見に基づく意見を聴くことが考えられる。しかしながら、地方自治法上、議会には附属機関は設置できないと解されていることから市長の設置する附属機関に諮問することを考えている。

2 市長の附属機関（「情報公開・個人情報保護審査会」及び「個人情報保護審議会」）に対し、議長が諮問することについての国の考え方

(1) 附属機関の意義

ア 地方自治法において、普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができることとされている（第138条の4第3項）。

この点、議会は地方公共団体の執行機関ではないため、附属機関を置くことができない。

イ 附属機関は委員をもって構成される合議制の機関であるが、執行機関と異なり、自ら地方公共団体の機関として最終的な意思を決定する権限はなく、執行機関の事務執行の前提として、必要な調停、審査、審議又は調査等を行うことを職務とする機関である。

(2) 市長の附属機関に、自らの附属機関でない議会（議長）が諮問することについての国の考え方

| 区分 | 地方自治体からの照会 | 国（個人情報保護委員会）の回答 |
|----|---|--|
| 1 | 地方公共団体に置く審議会について改正法第129条において地方公共団体の機関は審議会その他の合議制の機関に諮問することができるとの規定があり、これに基づいて当市においても審議会を設置し（すでに設置されているもの）、諮問を行う予定であります。改正法において地方公共団体の機関の定義から議会が除外されておりますが、 <u>議会が上記において設置した審議会に諮問を行うことは許容されるでしょうか。</u> 第129条（※(3)の表の欄外に記載）の主語は「地方公共団体の機関（議会を除く）」となりますが、審議会の設置についてが第3章第3節の施策を講ずる場合としており、第3章第 | 法第129条に基づいて、条例に定めるところにより審議会等へ諮問することができるのは「地方公共団体の機関」であり、当該機関に議会は含まれていない。他方、議会が当該審議会等に諮問を行うことについて法の規定はないため、各地方公共団体において御判断いただいて差し支えない。 なお、法第129条は審議会等への諮問について規定するものであり、設置に関しては、附属機関設置条例等、各地方公共団体において規定されるものと考えます。 |

| | | |
|---|---|--|
| | 3節においては地方公共団体の機関から議会が除外されていないため、可能であるかお聞きするものです。 | |
| 2 | 市議会個人情報保護条例において、市議会が、市長の附属機関である個人情報保護審議会に諮問・報告を行うことを規定することは、地方自治法その他法令上可能でしょうか。 | 可能です。 |
| 3 | 議会の審議会への諮問の可否について 改正法では、議会が実施機関対象外になっていますが、審議会への諮問については、議会も諮問できるとする規定は可能でしょうか。 | 法第129条に基づいて、条例に定めるところにより審議会等へ諮問することができるのは「地方公共団体の機関」であり、当該機関に議会は含まれていません。他方、議会が当該審議会等に諮問を行うことについて法の規定はないため、各地方公共団体において御判断いただいで差し支えありません。 |

(3) 他の自治体の状況

| 現行の個人情報の保護に関する条例 | 令和5年4月1日以降の市議会個人情報の保護に関する条例の検討状況 |
|--|--|
| 【審査請求等の場合の対応】 ・議会に置く個人情報保護審査会に諮問する <div style="text-align: right;">1市</div> ・執行機関の附属機関（個人情報保護審査会等）に諮問する <div style="text-align: right;">18市</div> ・行政不服審査会に諮問する <div style="text-align: right;">7市</div> | 【審査請求等の場合の対応】 ・議会に置く個人情報保護審査会に諮問する方向で検討 <div style="text-align: right;">0市</div> ・執行機関の附属機関（個人情報保護審査会等）に諮問する方向で検討 <div style="text-align: right;">4市</div> ・行政不服審査会に諮問する方向で検討 <div style="text-align: right;">1市</div> ・検討中（未検討） <div style="text-align: right;">21市</div> |
| 【重要事項を審議する場合の対応】 ・議会に置く個人情報保護審議会に諮問する <div style="text-align: right;">0市</div> ・執行機関の附属機関（個人情報保護審議会等）に諮問する <div style="text-align: right;">23市</div> ・その他（規定がないなど） <div style="text-align: right;">3市</div> | 【重要事項を審議する場合の対応】 ・議会に置く個人情報保護審議会に諮問する方向で検討 <div style="text-align: right;">0市</div> ・執行機関の附属機関（個人情報保護審議会等）に諮問する方向で検討 <div style="text-align: right;">5市</div> ・検討中（未検討） <div style="text-align: right;">21市</div> |

(令和4年8月1日 議会事務局調査)

参考 改正個人情報保護法

(地方公共団体に置く審議会等への諮問)

第百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。